

改正次世代法 育児・介護休業法

セクシュアルハラスメント防止 説明会のお知らせ

愛媛労働局雇用均等室

次世代育成支援対策推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ企業が、従業員101人以上企業に拡大されます。(平成23年4月1日施行)。

いよいよ行動計画の策定・届出に向けた準備も最終段階、本年6月30日から施行されている改正育児・介護休業法に対応した規定の整備、職場におけるセクシュアルハラスメント防止やパートタイム労働法に沿った雇用管理を進めていただくため、下記のとおり説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

1 開催日時及び会場

会場名	開催日	開催時間	会場
新居浜	平成22年11月18日(木) 定員：100名	13:30～16:00	ユアーズ 高砂の間 所在地：新居浜市泉宮町5-8 電話：0897(33)3535
大洲	平成22年12月9日(木) 定員：60名	13:30～16:00	大洲市総合福祉センター 1階 研修室 所在地：大洲市東大洲270-1 電話：0893(23)0294
松山	平成22年12月13日(月) 平成22年12月16日(木) 定員：各70名	13:30～16:00	松山若草合同庁舎 7階共用大会議室 所在地：松山市若草町4-3 電話：089(935)5222

2 内容 説明：愛媛労働局雇用均等室

第1部 (13:30～14:55)

- (1) 「改正次世代育成支援対策推進法」について
～一般事業主行動計画策定・届出のためのポイント～
- (2) 「改正育児・介護休業法」について
～改正法に沿った規定の整備について～

第2部 (15:00～15:45)

- (1) 「男女雇用機会均等法」について
～職場におけるセクシュアルハラスメント防止について～
 - (2) 「パートタイム労働法」について
～パートタイム労働者の雇用管理上の留意点について～
- ※ 終了後個別相談(16時まで)を実施いたします。
※ 1部のみ、2部のみ参加もできます。

【 申し込み・問い合わせ先 】

愛媛労働局雇用均等室 担当：平井、坂本

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎

TEL 089-935-5222

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・認定の状況

(平成22年9月30日現在)

愛媛労働局雇用均等室

I 一般事業主行動計画策定届の届出状況

1 届出状況

県内に本社機能がある常用労働者数301人以上の企業は141社(愛媛労働局雇用均等室把握)あり、このうち140社の企業(99.3%)から「一般事業主行動計画策定届(以下、策定届といいます。)」を受理しています。

また、常用労働者数300人以下の企業282社からも策定届を受理しています。うち101人以上300人以下企業は46社(全企業数367社の12.5%)が届出済となっています。

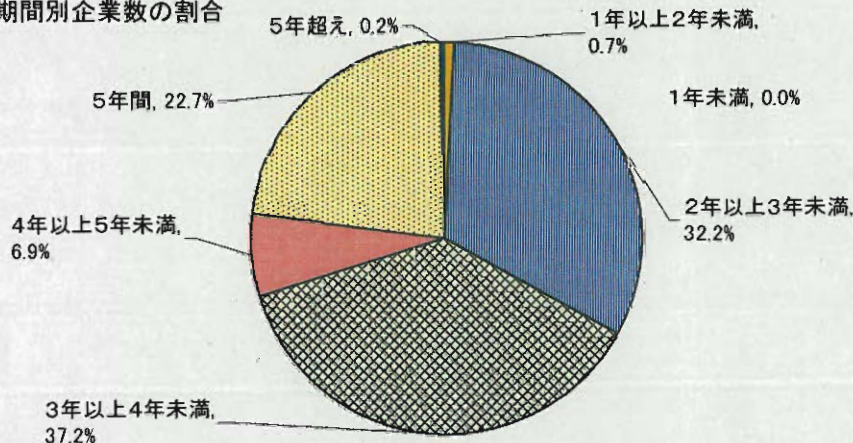
2 労働局長の認定申請の予定の有無

届出企業422社のうち、50社(11.8%)が計画期間終了後に認定申請をすることを希望しています。

3 行動計画の期間

行動計画の期間について、届出企業422社のうちの418社(99.1%)が、法に基づく行動計画策定指針で望ましいとされている「2年間から5年間まで」となっています。

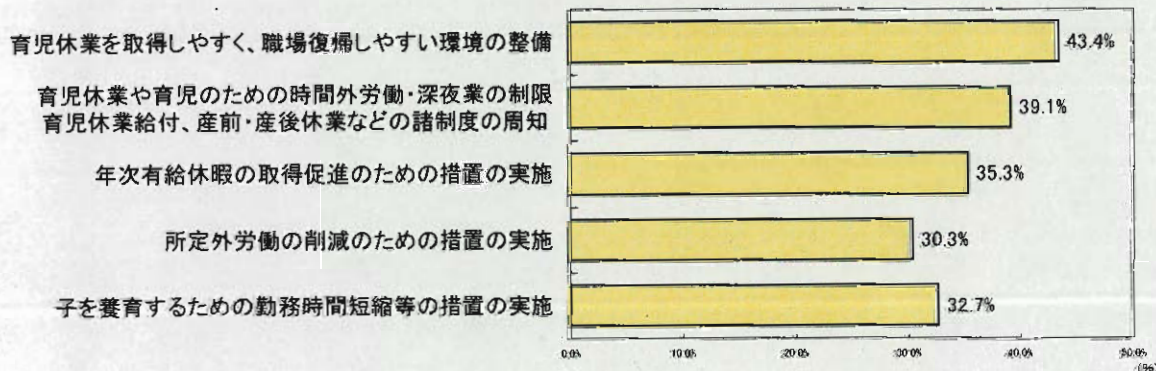
グラフ1 行動計画の期間別企業数の割合



4 行動計画に次世代育成支援対策として盛り込まれた事項

届出企業422社が自社の行動計画に次世代育成支援対策として盛り込んだ事項で、最も多かった事項は、「育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備」で、183社(43.4%)となっています。

グラフ2 行動計画に次世代育成支援対策として盛り込まれた主な事項別企業数の割合



※ 行動計画には、複数の次世代育成支援対策の事項を盛り込むことが可能です。

II 認定状況

一般事業主行動計画に掲げた目標を達成したことなど、一定の基準を満たした企業で愛媛労働局長の認定を受けた企業は6社となっています。

【認定企業】

株式会社伊予銀行
株式会社フジ
株式会社伊予鉄高島屋
医療法人青峰会くじら病院
生活協同組合コープえひめ
医療法人佑心會堀江病院

